

## インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第5回）

令和3年11月29日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会第5回会合を開始させていただきます。

まず、本日は、総務副大臣、中西より挨拶がございます。構成員の皆様におかれましては、可能でございましたら、お手数ですが、映像をオンにしていただけませんか。

それでは、中西副大臣、よろしくお願いいたします。

【中西副大臣】 皆さん、おはようございます。本日は、検討会の第5回目の会合だと承知をしておりますけれども、曾我部座長はじめ構成員の先生方におかれましては、またオブザーバーの皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。平素より海賊版対策に向けた御議論を丁寧にご覧いただきありがとうございますこと、重ねて御礼を申し上げます。

本日、私は、遠隔地といいますか地元事務所におります、総務省の若手の皆さんの改革案に基づいて、こうした三役もオンラインで参加をさせていただくということで、初めてのチャレンジをさせていただいております。

まず、本検討会におきましては、この海賊版サイト、漫画家、あるいはクリエイターの方々が丹精を込めて作成されたコンテンツを無断で配信をして著作権を侵害すると、こういった事案に対しては明確に許されないということでございます。我々総務省といたしましては、昨年12月に取りまとめをいたしましたインターネット上の海賊版対策に関わる総務省の政策メニューに基づきまして、利用者への普及啓発であるとか、あるいはセキュリティー対策ソフトを用いた海賊版サイトへのアクセスの抑止であるとか、さらにはプロバイダー責任制限法の改正、国際連携の推進等々、関係者の皆さんと連携をさせていただいて、海賊版対策の取組を進めてきたところでございます。

これら海賊版サイトの問題に対応するために、総務省の政策メニューに基づく取組を、これからもより一層しっかり推進をするとともに、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体の分析と、それらを踏まえたさらなる効果的な対策の検討が大変重要なことであるというふうに認識をしています。本検討会におきましては、表現の自由、あるいは通

信の秘密、これらは重要な論点でございますので、これらに配慮しながら、官民一体で効果的な海賊版対策を講じるための必要な取組の在り方について、皆様から熱心な御議論を賜りたいというふうに期待をいたしておるところでございます。

大変御多用のところ、また、いよいよもう年末でございますが、お忙しい中お力添えをいただき、心から感謝を申し上げ、今日の活発な御議論もお願いを申し上げる次第でございます。

皆様、どうぞよろしく申し上げます。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 中西副大臣、ありがとうございました。中西副大臣は、所用によりここで退席させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

申し遅れました、本日事務局を務めさせていただきます総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。本検討会では、2019年8月に報告書を取りまとめいただいたところです。ただ、昨今、インターネット上の海賊版サイトのアクセス数が増大している現状を踏まえ、本検討会において総務省の政策メニューの進捗状況の確認と、さらに取り組むべき論点とその対応策の方向性について御議論いただくため、今回皆様にお集まりいただいた次第です。

それでは、事務局よりウェブ開催による開催上の注意事項について案内いたします。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料等のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言できないよう設定させていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。映像につきましても、基本はオフとさせていただければと思います。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式にて進めさせていただきます。発言をする際には、マイクをオンにして映像もオンにして御発言ください。発言が終わられましたら、いずれもオフにお戻りください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で、随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応いたします。

お手元の資料についての確認を申し上げます。本日の資料は、本体資料として資料1から資料4まで、また、参考資料1を用意しております。

なお、資料2のABJ様及び資料4の日本漫画家協会様の説明資料につきましては、一部構成員限りの情報が含まれております。構成員の方々におかれましては、別途構成員限りの資料を用意させていただいておりますけれども、御議論の際にはご留意いただくようお願いいたします。

注意事項は以上でございます。

続きまして、開催要綱について確認いたします。

参考資料1を御覧いただきながらお願いいたします。

これまで、本検討会の座長をお務めいただきました濱田座長がこのたび退任されることとなりました。つきましては、新たに座長を選任する必要がございます。濱田先生からは、後任として京都大学大学院の曾我部教授を推薦いただいておりますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。特段御異議がございませんので、曾我部先生にお願いしたく存じます。曾我部先生、どうぞよろしく願います。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。このたび座長を仰せつかりました曾我部でございます。前任の濱田先生とは異なりまして、こうした検討会の進行役、まとめ役については不慣れでございますが、委員の皆様、それから事務局の皆様には御迷惑をおかけするかと思います。精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本検討会は2018年にインターネット上の海賊版対策が大きな問題となりまして、政府の知的財産戦略本部において、各所において取り組むべき対策メニューが示されたことを受けまして、総務省で検討すべき課題を検討するために設置されまして、2019年の4月から4回にわたって開催されました。その結果、2019年の8月に、先ほど御紹介ありましたように一旦報告書を取りまとめております。その内容については、後ほどまた事務局のほうから御説明があらうかと思っております。

その後、この報告書に基づいて、総務省や関係事業者の皆様におかれまして着実な取組が進められていたところで、一定の成果も上がっているというふうにお伺いしております。

ところが、最近では、特にコミックを中心に海賊版サイトの被害が再び拡大しているということで新たな対応が求められているということでございます。新たな対応としましては、これまではセキュリティー対策ソフト上での警告画面表示の普及ですとか、もちろんリテラシー教育ですとか、受け手の側でとることのできる対応が中心であったのに対しまして、今後は海賊版の流通を要因にしている各所の事業者に対する働きかけといった新たな観点からの対策が必要な状況になっているというふうに思われます。本検討会では、こうした対策も含めまして様々な観点から御議論いただきまして、表現の自由ですとか通信の秘密といった重要な権利を不当に侵害することなく、他方で、日本のコンテンツ文化をしっかりと守っていけるような手だてを提案することができればというふうに思っております。委員の皆様方には大変お忙しいところ恐縮ですけれども、お知恵を賜りましたら幸いです。

以上、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** 曾我部座長、改めまして、どうぞよろしくお願いたします。

座長代理につきましては、東京大学大学院、江崎教授に引き続きお願いしたいと考えております。本日、江崎座長代理は所用により御欠席ですけれども、事前に座長代理をお受けいただける旨御回答いただいております。江崎先生に引き続き座長代理をお願いできればと思います。

次に、オブザーバーについてです。開催要綱において、座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員またはオブザーバーとして追加することができるとございます。つきましては、今回からオブザーバーとして内閣府知財戦略推進事務局及び文化庁に御参加いただくことといたします。

また、前回までのオブザーバーであった出版広報センター及びデジタルコミック協議会に代わり、一般社団法人ABJにオブザーバーとして御参加いただくことといたします。

また、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、公益社団法人日本漫画家協会におかれましては、引き続き御参加をいただく予定でございます。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、よろしくお願いたします。

**【曾我部座長】** そうしましたら、議事に入りたいと存じます。

本日は、まず、事務局からのインターネット上の海賊版対策に係る総務省の取組の進捗状況についてを御説明いただき、その後、関係団体の取組として、一般社団法人ABJ様、一般社団法人セーフインターネット協会様、公益社団法人日本漫画家協会様からそれぞれ御発表いただきまして、その後質疑応答をいただきまして、最後にまとめて自由討議を行いたいというふうに思っております。

ということで、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。事務局の消費者行政第二課、池田でございます。

そういたしましたら、資料1に基づきまして、事務局より総務省の取組状況の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

皆様、お手元、あるいは画面で資料1を御覧いただきながら、どうぞよろしく願いいたします。

まず、おめくりいただきまして、資料1ページでございます。

こちらは、2019年8月にお取りまとめいただきましたインターネット上の海賊版サイトへのアクセス方策に関する検討会の報告書のうち、ポイントを記させていただいたものです。大きく、アクセス抑止方策に関してと、今後の取組に当たっての留意点というところで挙げさせていただいております。

アクセス抑止方策につきましては、1. ネットワーク側におけるアクセス抑止方策という方法についても検討いただいたところでございますけれども、ネットワーク側での警告表示につきましては、約款等による包括同意によって有効な同意を得ることの有効性等の問題点から、これを実施することは困難というふうに結論付けていただいております。

2番目の端末側におけるアクセス抑止方策につきましては、通信の秘密に関する法的問題を生じさせないこと、セキュリティー対策ソフトなどで既存の取組が存在しており、迅速な対応が可能であること等から、こちらの方策を促進していくことが妥当であるというふうにおまとめいただいたところです。

今後の取組に当たっての留意点の部分でございますけれども、基本的な考え方の踏襲に関するお話、民間主導の枠組みの尊重、総合的な海賊版対策の推進、発信者側への対応、CDN事業者への対応という点を、おまとめいただいた点をポイントとして挙げさせていただいております。

基本的な考え方の踏襲の部分につきましては、関係者での共通認識での形成しながらの

推進、あるべきネットワークの姿を踏まえての推進、ユーザーの理解を得ながらの推進といった基本的な考え方の踏襲が重要であるというところを指摘いただいております。また、ユーザーの意向調査であるとか各種施策の効果検証を継続的に実施することが適当というふうにおまとめいただいております。

また、民間主導の枠組みの尊重という点につきましては、出版業界と通信業界の間で進められている海賊版対策の協力の在り方に関する意見交換等について、民間主導の枠組みを尊重しながら国として必要な支援を行っていくことが適当というふうにおまとめいただいております。

総合的な海賊版対策の推進につきましては、総務省だけではなくて各省庁と連携しながら政府全体としての取組になる部分でもございますけれども、著作権教育であるとか正規版流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告出稿の抑制といった、総合的な海賊版対策の推進が重要であるという点を御指摘いただいております。

また、発信者側への対応、CDN事業者への対応というところにつきましては、海賊版サイト側での取組であるとかCDN事業者での対応といった点も、海賊版対策を検討していく上で重要なポイントであると、留意する点として御指摘をいただいております。

以上の報告書のポイントでございます。

資料の2ページ目を御覧ください。

こちら、報告書も踏まえまして、総務省といたしまして、2020年12月に総務省の政策メニューとして公表をいたしました。総務省の政策メニューを資料2ページのほうでは記載しておりまして、先ほど申し上げた報告書のお取りまとめを踏まえまして、総務省として取り組んでいく方向性について挙げたものでございます。

総務省の政策メニューでは大きく4つの柱がございます。1としてユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、2としてセキュリティー対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進、3として発信者情報開示に関する取組、4として海賊版対策に向けた国際連携の推進というところを掲げてございます。これらの取組につきましては、後ほどのページにおいて詳しくお話をさせていただきます。

まず、3ページでございます。

3ページでは、情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動についての記載をしております。やはり海賊版対策を行っていくに当たっては、青少年をはじめとする普及啓発活動が重要であり、総務省だけでなく通信業界、出版業界、あるいは他省庁、文科省

様等と協力させていただきながら普及啓発活動に取り組んでいるところでございます。

具体的な例といたしましては、こちら、資料に記載しておりますとおり、①e-ネットキャラバン、総務省と文科省が協力して行います出前講座における取り上げ、また、②インターネットトラブル事例集において、著作権侵害に関する記載を行っております。また、③普及啓発動画といたしましては、出版社や、あるいは携帯事業者等の皆様と協力させていただきながら啓発動画を作成いたしまして、総務省、関係省庁、関係事業者等の啓発活動において活用いただいております。

資料、続きまして、4ページでございます。

こちら、セキュリティー対策ソフトにおけるアクセス抑止方策の促進についてです。こちらの方策につきましては、まさに、端末側でのセキュリティー対策ソフトに基づく警告表示を実施していくことが適当というふうにおまとめいただいたものを受けての活動になります。

実施に先立ちまして、①アクセス抑止機能に関するユーザーの意向調査を実施いたしました。

ちょっと資料を行き来してしましますが、5ページのほうにその調査の概要を記載しております。資料5ページのポイントといたしましては、3段目の海賊版サイトへのアクセスの意向というポイントについてですけれども、約9割のユーザーの方が海賊版サイトにはアクセスしたくないというふうな回答をされております。また、その次の段の警告画面表示によるアクセス抑止効果としておる部分ですけれども、94%のユーザーの方が、警告が表示された場合には海賊版サイトにアクセスしないと思うという回答をいただいております。

そのような、実際にアクセスをしたくない、あるいは警告が表示された場合にはアクセスしないだろうというユーザーの以降を踏まえながら、セキュリティー事業者や携帯電話事業者の方々との連携というのをしております。

お戻りいただいて、4ページの②セキュリティー事業者や携帯電話事業者との実務者検討会の開催という点でございますけれども、2020年8月以降に継続的に実施をしております、海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティー対策ソフトの導入・普及促進に向けての検討・実施ということを行ってまいりました。セキュリティー事業者等と実務者検討会への参加企業・団体につきましては、御覧のトレンドマイクロ様、マカフィー様、ソースネクスト様、ノートンライフロック様、カスペルスキー様のセキュリティー業

者の皆様と、NTTドコモ様、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様、MNOの皆様、また、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会の事業者団体の皆様と総務省とで実施をしております。2021年の11月時点で、トレンドマイクロ様、マカフィー様、ソースネクスト様、ノートンライフロック様のセキュリティー業者の皆様におかれまして、海賊版サイトのアクセス抑止機能を導入いただきまして、民間の販売数のシェアに関する調査ですと、今申し上げたセキュリティーソフト事業者4社の方々の国内販売シェアは8割程度というふうにされております。

おめくりいただきまして、5ページは飛ばしまして6ページです。

海賊版サイト情報共有スキームについてでございます。

このページにつきましては、後ほどABJ様、SIS様からもそれぞれ御説明いただけるとうことですので、簡単な紹介にとどめたいと思います。

こちらのサイト情報共有スキームにつきましては、出版業界と通信業界の協力によって新たに設立された法人において海賊版サイトの情報の収集・判定というのが行われまして、実際に、そのリストをベースに、先ほど申し上げたアクセス抑止方策警告表示の対象のリストというのを作成いただいているものとなっております。ここに当たっては、(一社)ABJ様と海賊版サイトの情報共有スキームタスクフォース、また、セキュリティーソフト事業者の皆様、フィルタリング事業者の皆様に変な御協力を、御連携をいただいているところでございます。

資料7ページに進みます。

こちら、総務省の政策メニューの3つ目の柱、発信者情報開示に関する取組の部分でございます。

海賊版サイトによる著作権侵害についても、発信者情報開示のための裁判手続の利用は可能でございまして、この裁判手続を定めておりますプロバイダ責任制限法につきましては、本年4月に改正を行ったところでございます。この改正により、新たに裁判手続として、裁判外の手続である非訟手続というものを創設いたしております。これによって、海外企業に対する発信者の情報開示の申立てというのが簡易化されることによりまして、事件の迅速な処理が期待されるところでございます。

少し具体的に申し上げますと、送達と言われる領事館送達等の手続をとるために長時間が必要とされた場合がございますけれども、この非訟手続においては、EMS等での簡易な申立てというのが可能になりますというところが具体的な違いになってくるところでござ



います。

では、続いて8ページ目、海賊版対策に向けた国際連携の推進について説明いたします。

こちらは、インターネット資源であるドメイン名やグローバルIPアドレスを管理されているICANNにおける総務省としての働きかけに関する説明でございます。ICANNにおける政府諮問委員会であるGACという委員会がございますけれども、そこにおいてドメインの不正利用対策の強化の必要性というところを総務省から提案をいたしまして、成果文書等にもお取りまとめの際、提起した問題というのを含んでいただきまして、各国であるとか関係団体との間での共通認識の形成が図られているところでございます。

具体的な提案に関しましては、ICANN71のところを御覧いただければと思います。登録時におけるドメイン名の登録者の情報収集、ドメイン名の登録者の身元確認の徹底、ICANNコンプライアンス部門における不正利用対応の強化等を提案いたしました。また、国際的なICANNでの全体の働きかけと加えて、個別の海賊版サイトのドメインの不正利用に対する対策と申しますか、対応につきましても、ICANNのCEO、ゴラン・マービー様を通じまして、個別の海賊版サイトに対してドメインを提供しているレジストラの対応についての働きかけも実施しておりました。

また、ICANN72におきましては、そうした個別の対応を行っている中で見られた、あるレジストラにおける不正利用対策を講じようというふうに行っている際に、海賊版サイトのほうが別のレジストラにそのドメインの取得先を変更してしまうという現象が見られました。この点につきましても、ICANN72において問題提起を行いまして、成果文書等に記載され、今後の議論が継続されることとなっております。

では、9ページ目にお移りください。今後の御議論の方向性というところで事務局から提案を行っております。

今後、海賊版対策を一層促進するために、現在の総務省の政策メニューの取組の進捗状況の把握や効果検証というのを行い、それに加え、そこに含まれていない項目につきましても、権利者、関係事業者等との連携による有効な対策の検討が必要ではないかというふうに挙げさせていただいております。また、海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ配布の経路なども含めた多角的な分析・検討が必要ではないかというふうに挙げさせていただいております。

総務省の政策メニューにつきましては、今私のほうから事務局資料を用いて説明を差し上げたところでございます。また、総務省の政策メニューにはない取組の例として、事務

局から下記のように例を挙げさせていただいております。海賊版サイトに出稿されている広告の抑制、あるいはCDN（Content Delivery Network）を用いて海賊版サイトによる配布が容易にされているという実例があるというふうに承知しております。そこにおける対策、不正利用の抑制が有効ではないかというところです。

また、海賊版サイトにアクセスする際に、検索サイト検索サービスから海賊版サイトに流入するというケースも大いにあると承知しておりますけれども、ここにおける対応というのも有効ではないかというふうに論点として例示をさせていただいております。

10ページ目、今後の検討スケジュールを御覧ください。

11月29日、本日第5回会合というところで、本日はABJ様、SIA様、日本漫画家協会様からそれぞれお話をいただきたいというふうに思っております。また、日程等につきましては調整の後、2022年の1月、2月にかけて、関係事業者団体、関係事業者のヒアリングを行いたいと思っております。具体的な聴取先につきましては、また事務局において調整いたしますけれども、検索事業者の皆様、広告事業者の皆様、CDN事業者の方々にお越しいただいて、それぞれにおける海賊版対策の取組であるとか考え方等についてお話を伺いたいというふうに思っております。また、3月頃ですけれども、アクセス抑止方策等に関する効果検証というふうにしております。特に、セキュリティーソフトを用いたアクセス警告方式につきましては、関係事業者の皆様とも御協力、連携をしながら、具体的な数字を用いた効果検証というのをこの回において行いたいと考えております。また、取りまとめに向けた論点整理等もこの会でできればと考えております。5月、6月にかけては、御議論いただいた内容を踏まえまして、現状取りまとめ（案）、現状取りまとめ、今後の方針の提示というところを行ってまいりたいと考えております。

以下は、参考資料としてお付けしている資料です。簡単にだけ御紹介させていただきます。

資料12ページにつきましては、インターネット上の海賊版対策に関する総合的な対策メニューです。総務省だけでなく、政府全体において海賊版対策に取り組んでおりますその一覧と、そこでの総務省の政策メニューと対応関係を示しているものでございます。

資料13ページでございます。

こちら、事務局のほうで作成した資料ですけれども、海賊版サイトにおける、どのようなインターネット資源を彼らが活用して、あるいはどのようなツールを用いて、海賊版サイトが実際に運営されているかということ、あくまで例でございますけれども、記載し

た資料となっております。

14ページ目と15ページ目ですけれども、出版科学研究所様の資料を引用しながら、デジタルコミック市場、コミック市場の推移につきまして記載をさせていただいているものがございます。

長くなって恐縮でございますが、事務局からの資料1の説明は以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。そうしましたら、事務局の御説明を踏まえて御質問をいただくところなんですけれども、ちょっと時間が押しておるところでありますので、この段階ではぜひとも聞いておきたいということがあればお伺いすることにして、残りの部分は、後半に自由討議がございますので、そちらのほうでお出しいただくという形でお願いをできればと思います。ということで御質問がもしあればお願いいたします。チャットのほうに書き込んでいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。

出版業界における取組につきまして、一般社団法人ABJ、村瀬様から御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

**【ABJ（村瀬）】** よろしく申し上げます。画面に投影されている資料に沿って御説明いたします。

出版物海賊版サイトの最新状況と対策ということになりますが、すいません、次のページをお願いします。

こちらが、出版物の海賊版サイト、日本国内からのアクセスの10月の上位10サイト月間アクセス数というものを図表化したものです。ABJにおいては、毎月、このようなアクセス数をカウントしておりまして、これによって推移を見ているというところがございます。

具体的には、具体的なサイト名は構成員限りとさせていただいておりますけれども、このように、非常に多くのアクセスが生じているという状況が見て取れるかと思えます。

次のページをお願いします。

この概況については、上位2サイトということでお話ししましたけれども、この2サイトがやはり大幅にアクセス数が伸びているという状況です。これは、いずれもオンラインで接続するもので、ダウンロード型ではないサイトでございますけれども、こちらのアクセス数は非常に増えている。その結果、この10月には、その大手というか、アクセス数の多いサイトの1つとして知られていた漫画BANKが閉鎖をされましたけれども、合計アクセ

ス数は、全体でこのカウント数の考え方を前提とした場合に4億という大台目前となってしまっています。数年前の漫画村の段階では、同様の調査、手法によつてのアクセス数に基づけば、約1億アクセスだったので、社会問題にもなった漫画村の状況よりはるかにアクセス数が増えてしまっているというふうに言わざるを得ないのかなというところが、10月の概況として言えるところです。

また、その漫画BANKの閉鎖によつて、ほかのサイトにユーザーが移動されることが予想されますので、11月の数値というのは漫画BANK分の純減とはならないのではないかとこのところ、まだ11月の数字を締めておりませんが、こちらとしては想定をしているところです。

それから、このダウンロード型については伸びを抑え込みつつあるという状況であると考えています。新規サイトの登録自体も少なくなっており、リーチサイトの閉鎖も確認しております。これについては、ダウンロード違法化、この法制度の影響や、またはスマホで手軽に見られるオンライン型のサイトの台頭による影響で、このような形になっているというように考えられるところです。

次のページをお願いします。

このコロナ禍におけるアクセス状況についてなんですけれども、もちろんこれは海賊版サイトのみが伸びたわけではなくて、全体に出版界においてもコミックのオンラインサービスを中心にオンラインサービスというのは伸びているわけなんですけれども、それと同じような形で、実は海賊版サイトも大幅に伸びてきているというところが見て取れるグラフとして提供させていただいているものです。

すいません、次のページをお願いします。

この参考の数字で、この金額の算出、根拠云々というところも問題はあるところがございますけれども、上位10サイトのタイミングで金額換算を仮にした場合ということですが、基本的には、このようなものが有償で読まれた場合というふうに考えた数字ですけれども、2020年度の年間では約2,100億円ぐらい。ところが、2021年前半で約4,700、10月までだと7,800億ぐらいというような金額換算になる。もちろん、これはこれらの海賊版サイトの被害がなければ、全てそれが正規版のプラスになるという関係ではないとは思いますが、決して無視できない金額であることは見て取っていただけるのではないかと思います。

すいません、次のページをお願いします。

これらの状況を踏まえて、出版界の対策に関しまして、基本的なスタンスについての御説明をいたします。

基本的には、削除要請、個別のコンテンツの不正利用に関して削除要請、刑事摘発、情報開示請求などは出版社の役割、正確には、これは権利者、著作権者である著者の方々なわけですけれども、著者の方々からの委託を受けて、個別の出版社においてコンテンツの削除要請、刑事摘発、情報開示請求などを行っていく。今回説明させていただいていますABJは、それとの比較において、個者でできないことを実施するというスタンスを取るという形で進めさせていただいております。

ABJの機能については、後ほどまた詳しく見ていきますが、ABJの活動の4本柱としては、ABJマークの策定、運用、普及。それから、海賊版を使わないようにしようという啓発活動。それから、先ほども説明をいただきましたけれども、海賊版サイトリストを作成し活用いただく。それから、今回この場に呼んでいただいているように、関係省庁、関係団体との連携というものを進めていくということになっています。もちろん、このABJは出版社だけの団体ではなく、著作権者、通信事業者様、それから電子書店様、それから電子書籍流通全般に関わるプレーヤー、出版社を含め、で構成される団体ということになっております。

次のページをお願いします。

このABJマークというのは、正規版サービスの証としてABJから交付しているものです。実際にはABJは昨年7月1日から法人としてスタートしていますが、このABJマークの運用は、約3年ほど前から先行してスタートしております。現在は、199の事業者、816のサービスに対して、このABJマークを交付しています。こちらは、それぞれのサービスから、このABJマークを付けたいという申請を受け、それをABJのほうで、その申請が妥当な申請であるかどうかといったところを審査した上で、妥当な申請である、すなわち正規版サービスをきちっと行っている事業者であるということを認定できた場合に交付させていただいているというのが、このABJマークになります。

次のページをお願いします。

それから2番目のところに戻ってください。これはSTOP!海賊版キャンペーンというところで、これも現在ABJが実施していますが、第7弾となっているように、第1弾は実はABJの設立前に出版者間の共同事業として先行して行ってきたキャンペーンをABJが引き継いでいるわけですが、第7弾、直近のものは2021年1月1日の改正著作権法、ダウンロー

どの違法化の周知を目的として実施をしたというキャンペーンを行っております。

次のページをお願いします。

ここでは、読者の漫画愛、これはコミックを中心にというところの対策だったわけですが、漫画愛に訴えかけ海賊版での閲覧は絶対NGという世論形成を目的としたものです。

次のページをお願いします。

具体的には、このように多くの漫画家の先生さんに御協力をいただいて、それぞれのキャラクターを用いながら訴求をしていくということを行っています。

続けて、お願いします。次のページをお願いします。

キャンペーン全体としては、今年の2月から3月末までに集中的に行ったキャンペーンにおいて、協力各社によるウェブサイトのバナー掲載、それからABJからツイートしたことに対してのリツイート、それから、それに対するリアクション、それからバナーの広告表示回数などが、ここで表示されているように1億3,000万回に達したというところで、これはその当時の海賊版サイトの状況を見る限り、ダウンロード型サイトの抑え込みに一定程度寄与したというところが見て取れるところになったキャンペーンです。

続けて、今後のキャンペーンの予定というところで、これは今年の年末12月24日からCODA様のキャンペーンに協力をするということが予定されているほか、来年の2021年2月、これは2022年ですね、すいません。中旬開始予定です。またSTOP！海賊版キャンペーンの新たな主体、これまた1つの新しい形のアイデア、コンテンツを用いてのキャンペーンになるかというように準備をしておりますけれども、こちらを予定しているというところでは。

それから、最後になりますが、海賊版サイトリストの作成、利活用についてです。

海賊版サイト、先ほどABJは正規版サイトの認定も行っているわけですが、その中で、出版社が自ら関知している海賊版、または情報提供を受けた海賊版の情報といったものが日々蓄積をされておまして、その中から海賊版サイトリストの作成を行っております。現在は400サイトほどをリスト化しております。この数全てにおいて、これは海賊版サイトであるということの証拠を保全しております。この海賊版サイトであることの証拠というのは、もちろん正当な権利処理が行われていないというところなんです、単に例えば一個人のユーザーが、自らのSNSとかホームページ、ブログ等でうっかりと漫画コンテンツの一部を掲載してしまったというようなものは、もちろん海賊版サイトとしては

認定はしておりません。一定の、明らかに日本のコミックスの経済的価値にフリーライドすることが目的上明らかであると思われるサイトというものを、一定の基準をもって認定をしております。

そしてこのような証拠保全をしたものについては、下記の流れで利活用をしております。1つは、一般社団法人ABJの会員社に対して、先ほど挙げたような削除要請であるとか広告出稿停止というものを個者単位で行う場合の資料として提供するほか、こちらも、先ほど総務省から御説明いただいた、SIAさんを通してフィルタリング事業者、セキュリティー事業者に対して周知をしていただくための活用方法、また、CODAさんを通して、グーグルに対しては検索結果表示抑止、ネット広告関連団体に対しての広告執行停止を目的とした活動を行うためにやっているというところなんです。なかなかこの検索結果表示抑止というものは個者単位ではできない、なかなか有効にできないというところがありまして、現状はこのような流れを想定してつくっているというところがございます。

以上、駆け足になりましたが、用意した資料を基に、一般社団法人ABJの海賊版サイト活用について御説明をさせていただきました。

もちろん、今申し上げたとおり、今回のコンテンツ海賊版対策の目標も、基本的にはコミックスを想定しているというところで、何よりもやはりそれは社会的にも影響が大きい分野ではありますので、そこにABJも現在集中しておりますが、海賊版というのは実はコミックに関わらず、それ以外の著作物分野にも海賊版被害というものは報告されておりました、ただ数的にもなかなか大きな数にならないので、また権利者の対策というのも進めにくいところではありますが、このようなコミックを中心とした対策といったものが確立する中で、そういった非コミックスの分野の著作物への対応というものもABJのほうで整理をして権利者に提供して対策をしていきたいというように考えているところです。

以上、私からの説明を終わりにします。

**【曾我部座長】** 村瀬様、ありがとうございました。ただいまの御説明に対する御質問は、次のセーフティーインターネット協会様の御説明の後にまとめてお願いしたいと思いますので、今のところは、続きまして、通信業界における取組について、一般社団法人セーフティーインターネット協会の吉井様から御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

**【セーフティーインターネット協会（吉井）】** セーフティーインターネット協会、吉井でございます。よろしくお願いたします。

本日は、海賊版サイト情報提供の取組につきまして、御紹介させていただきます。

1 枚おめくりください。

まず初めに、簡単にセーファーインターネット協会の御紹介をさせていただきます。

当協会は、インターネットビジネスに携わる有志の企業によって2013年に設立した団体でございます。インターネット上の諸問題に対しまして、民間主導で解決に取り組むことが不可欠だというふうに考えておりまして、インターネットを悪用した犯罪や社会問題を実効的に解決するための取組を行っております。主な活動といたしましては、下に記載しておりますとおりでございますが、本日は海賊版サイト対策につきまして御説明をさせていただきます。

1 枚おめくりください。

続きまして、構成員につきまして御紹介させていただきます。正会員者3社、賛助会員16社、協力企業1社ということで、2012年現在、20社で構成をされております。

1 枚おめくりください。

海賊版サイトへの取組につきまして御紹介させていただきます。

1 枚おめくりください。

海賊版対策実務者意見交換会につきまして、御紹介をさせていただきます。

皆様御存じのとおり、漫画村が閉鎖された後でも、いわゆる海賊版サイトの被害が報告されております。その手口も巧妙化、複雑化しており、被害が深刻化しておる中、海賊版サイトを撲滅するためには、出版・通信・IT等のコンテンツとインターネットに携わる事業者の連携が欠かせないというふうに考えまして、2018年12月よりこちらの会を開催しております。これまで約3年間、月1ペースで開催しております。東京大学の宍戸先生、骨董通り法律事務所の福井先生に呼びかけ人となっていただきまして、出版・通信・ITの関連企業・団体の皆様に御参加いただいております。

また、本会設立の経緯といたしましては、本会開催前は出版・通信・IT等の関係事業者、団体の接点がほとんどなく、コミュニケーションを取れる場というのがあまりない状況でございました。本会では、この会の名前のとおり、各業界の事業者の実務者が一堂に会することで、海賊版対策に関する諸問題に対し、気軽に相談できる関係を築くことを目的に始まった会でございます。そのために、本会や当協会が表立って何か活動するというよりも、参加者が課題解決に向けたアイデア等を共有し、団体・個社ベースで協力するといったような枠組みでございます。

次のページをお願いいたします。



主な活動につきまして、御紹介させていただきます。

本取組は、本意見交換会の枠組みの中から生まれた活動でございます。先ほどの繰り返しになりますが、本会や協会が表立った取組ではないものもございませうが、本枠組みの中で実現できた取組でございますので、御紹介させていただきます。

上から、海賊版サイト情報共有スキームでございます。こちらにつきましては、次ページ以降で詳しく御紹介させていただきます。

続きまして、普及啓発でございます。STOP！海賊版キャンペーンやe-ネットキャラバンなど、海賊版サイト利用防止に関する普及啓発での連携・協力ということを取り組んでおります。

続きまして、海賊版サイト運営者が利用するサービス等の調査でございます。ドメインネームを登録・販売するレジストラやリセラーに対する調査を行っております。

続きまして、海賊版サイトテイクダウンに向けた理解促進及び協力要請でございます。こちらの問題につきましては、海外の事業者の関係者も多いというところから、アビューズ問題を取り扱う国際機関の部会に向けまして、被害状況や運用状況の共有、テイクダウンに向けた取組の協力に向けた働きかけを行っております。

続きまして、海外への情報発信でございます。こちらも、先ほどの海外の関係者が多いというところから、海外向けの情報発信もしたほうがいいのではないかとということアイディアとして出まして、海外の報道関係者や関係機関向けに情報発信を行っております。

次のページ、お願いいたします。

海賊版サイト情報共有スキームでございます。

本スキームは、2020年11月25日より正式運用を開始いたしましたスキームでございます。先ほども御紹介がございましたが、一般社団法人ABJ様が認定いたしました海賊版サイト情報を、本取組に御賛同いただきましたフィルタリング・セキュリティー事業者、以下協力事業者というふうと呼んでおりますが、そちらの皆様へ御提供させていただきます。海賊版サイトへのアクセスを抑制する取組でございます。協力事業者の皆様は、製品・サービスにこの情報を活用し、フィルタリングやセキュリティーの機能等を強化することで、ユーザーが海賊版サイトにアクセスすることを抑制するといった取組でございます。2021年9月現在、8社の皆様へ御協力をいただいているというような状況でございます。また、本取組前も、各社様のほうで海賊版サイトについて一部取り組んでいらっしゃる会社様というのもあったというふうにご確認をしておりますが、どうしても海賊版サイトについては

権利者の方がいるというようなサイトの内容もございますので、第三者が見ただけでは、権利侵害しているかどうか分からないというような課題がございました。そういった課題を、権利者の団体でありますABJ様のほうで解決していただくことで、よりスムーズに海賊版サイト情報を各社の製品・サービス上に反映できるというふうに考えております。

次のページお願いいたします。

こちら、イメージ図でございます。

先ほどの繰り返しになるのですが、まず、左側で権利者ABJによる海賊版サイトリストを作っただいてSIAに御提供いただくと、SIAから協力事業者の皆様には展開させていただいて、協力事業者の皆様は製品・サービスに反映いただき、協力事業者の製品・サービスを使っているユーザーの皆様が該当のサイトにアクセスしようとするするとアクセス警告表示等が表示されるといったような取組でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらがアクセス制限表示例になります。青少年フィルタリングで使われておりますあんしんフィルター及び企業・学校向けのフィルタリングサービスで使われております制限画面を記載させていただきました。該当の海賊版サイトにアクセスしようすると、こういった画面が表示され、アクセスの抑制を促すといった形でございます。

次のページをお願いいたします。

最後にまとめでございます。成果／意義といたしましては、本スキームにつきましては、2020年から開始されておりますテスト運用を含めまして、これまで398件の海賊版サイト情報を協力事業者に提供することができました。また、スマートフォンや学校・企業・家庭向けに提供されております主要なフィルタリング・セキュリティーサービスに反映されておりまして、アクセス警告表示などをもってアクセス抑制につなげているというふうに考えております。

課題と今後の展望といたしましては、本取組に未参加の企業様というのもしらっしゃいますので、引き続き参加を呼びかけていくといったところでございます。また、現在実際に参加に向けて御検討いただいている企業様もございますので、今後も協力事業者拡大に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

駆け足でしたが、以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

出版及び通信業界の取組について御発表いただきましたので、ただいまのABJ様及びSIA

様の御説明を踏まえまして、10分程度、皆様から自由に御質問、御意見等をいただければと思います。

1つ注意事項ですけれども、会議冒頭に事務局から説明がありましたとおり、資料の2、ABJ様の資料については、一部構成員限りの情報が含まれておりますので、構成員限りの情報について御質問いただく際には、その点御留意いただければと思います。ということでしょうか。チャットのほうにお知らせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、森構成員、お願いします。

**【森構成員】** 弁護士の森です。御説明ありがとうございました。

ABJさんもSIAさんも非常に適切にこの大変な問題に対して、時間と工数をかけてしっかりと取り組んでいただいていると思えたので、そのことにお礼申し上げて、御質問したいのは、この資料2のところなんですけれども、13ページに検索に関することができました。一番下です。ABJさん、CODAさん、グーグルさんということで、多分検索結果の表示抑止ということだと思うんですけども、これが検索すればできるというような話を聞いておりましたので、これが機能してないのではないかという疑いをちょっと持っておりますので、これについて教えていただければと思います。

あと、一言だけちょっと意見を申し上げておきますと、2日ほど前に、読売新聞でCDNについての衝撃的な報道がありました。あれ、私もびっくりしましたし、皆さんも関心をお持ちであろうと思いますので、スケジュールの中では、その1月にCDNの事業者からお話を聞くということになっておりましたけれども、ああいう状況になっているわけですので、そのことについては、非常にしっかりとここでこういった公的な場で、CDNの事業者と意見交換をして、さらにはしっかり協力をお願いをしていくことが必要だなというふうに思っております。

質問1点、意見1点でございます。よろしく申し上げます。

**【曾我部座長】** 森構成員、ありがとうございました。御意見については受け止めたいと思います。御質問については、村瀬様のほうからお答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【ABJ（村瀬）】** この検索結果表示抑止についてというところですが、実際にはいろんなルートで利用者が海賊版サイトにたどり着いているわけですけれども、その多く、実際にどのぐらいの割合かといったところを定量的に調査したわけではありませんが、結構

無視できない数の利用者が、グーグル等の検索エンジンを用いて検索をした結果、サイトにたどり着いている。実際に、多くの海賊版サイトが表示の1ページ目、検索ワードの入れ方によってですけれども、表示の1ページ目、かなり上のほうに出てくるという状況というのはよくあるところでございます。

これについては、ABJにおいても、また出版団体の中のミーティングにおいても、まず、個者、そういった侵害する情報が検索サイトで容易に出てくる状況があった場合には、その検査結果の表示抑止について、個別に検索エンジンを運営されているグーグルさんなどに報告をして対応してもらおうといったところは案内をし、グーグルさんにおいても、そのようにアプローチされたことに関しては対応していただけるというような流れは徐々にできているところではございますけれども、実際に、それがどのぐらいの成果が上がっているかという、直近の状況で言えば、なかなか反映される場所までたどり着きにくいという状況があるのは間違いないというようにこちらとしては考えていて、これについて、より早期に有効な表示抑止、具体的に言うと表示の順番を下げるということも実現をしていきたいということで、こちらとしてはテーマとして持っているというのが正直な状況でございます。

**【森構成員】** ありがとうございます。御趣旨は分かりましたが、ABJさんからそのCODAに対して、どの程度の頻度でどのような要請をされているのかとか、あるいはCODAからグーグルに対して、どの程度の頻度で、どのような要請をされているのかということについては御存じでしょうか。

**【ABJ（村瀬）】** 実は今日はその辺りの実務を担当していただいている方が、どうしても別の用で出席できていないという状況で、直近の細かな連絡の頻度については、私、正直把握しているわけじゃありませんが、かなり細かな頻度で情報提供を行っているはずです。

**【森構成員】** 分かりました。そうだとすると、今のところ全然検索できているというのが現状だと思いますので、それはグーグルが要請に応じていないという疑いがあるのかなというふうに伺いましたので、それは今後の関心事として、問題意識として持っておきたいと思います。ありがとうございました。

**【ABJ（村瀬）】** すいません、一言付け加えると、検索エンジン側が全く対応してもらってないというふうに我々認識しているわけではなく、対応に関して、対応しようという姿勢を見せていただいていると思いますけれども、一方で、検索という行為全般のスタ

ンスからして、一体どの程度のものであればどう抑止できるのかといったところの対応が、まだはっきり共有できていないのかなというふうに、こちらとしては印象として持っております。

【森構成員】 なるほど。それは、検索結果として削除するけれども、またクロールで拾ってきちゃうとか、そういう話ですか。それとも……。

【ABJ（村瀬）】 表示順位のことも大きいと思います。表示順位、つまり、1 ページではなくて、実際には拾ってくるんだけど、表示順位としては下げてもらおうとか、そういうところも含めて検討していただいているという状況です。

【森構成員】 分かりました、ありがとうございます。あまり時間取ってはいけませんので、ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ただいまの中にありましたABJさんからの情報提供内容とか頻度について、御担当がおられないので、今日はお話できない、お答えいただけないということだったかと思うのですけれども、御回答自体は可能だということであれば、また後日でも事務局のほうにも御提供いただければありがたいと思いますので、御検討いただければと思います。

【ABJ（村瀬）】 了解いたしました。

【曾我部座長】 続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 今回のグーグルさんへの情報提供のところについて、私もとても関心がありました。森構成員の御質問ありましたので、そこは割愛いたしまして、SIAさんの御発表の中に、総務省の中にもありましたけれども、e-ネットキャラバンを利用した活動がありました。このコロナ禍の中でe-ネットキャラバンがどのように活動ができていくのかというのをちょっと教えていただきたいのと、あと最後のところで、まだ未参加の企業はあるけれども、随時それを増やす努力して取り組んでいくという御発表がありましたけれども、未参加の企業はどのくらいの数がおありなのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

【セーファーインターネット協会（吉井）】 セーファーインターネット協会、吉井でございます。御質問ありがとうございます。

まず初めに、e-ネットキャラバンにつきまして回答させていただきます。

e-ネットキャラバンにつきましては、具体的に出前講座の講師として参加するといっ

たことは行ってないのですが、内容といたしましては、e-ネットキャラバンのほうで講演の資料というところに海賊版サイトに関する内容を入れていただいていると聞いております。

また、e-ネットキャラバンにつきましては、今オンライン講座もされているというようなことを聞いてはおりますが、詳細につきましては、把握しておりませんで、あくまでその講演の中で海賊版サイトの利用防止に関する内容を組み込んでいただいているといったことでございます。

続きまして、御検討いただいている会社様ですが、今1社様御検討いただいているというところでございます。こちらにつきましては、親会社のほうが海外の企業ということで、データベースに関する事項についてはグローバルのほうの調整が必要というところで、グローバルで調整をいただいているというようなところでございます。そちらのほうの調整が付いたら御参加いただけるというようなお返事もいただいております、今そちらのほうの経過待ちというところでございます。

また別件ではございますが、先ほど森構成員が頻度について御質問されていましたが、当協会にいただいている頻度というところでは、月1回データを御提供いただいておりますので加えさせていただきます。

以上でございます。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** 事務局からもe-ネットキャラバンについて一言だけ補足申し上げます。

現在、e-ネットキャラバンにつきましては、オンラインと対面、両方用いての実施をしておるところでございます。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。長田構成員、よろしいでしょうか。

**【長田構成員】** そうすると、現在というのは分かったんですけども、コロナでいろいろ学校がお休みになっているような時期があったと思いますが、そこは通してずっとそれは実施できていたということなんでしょうか。

**【セーファーインターネット協会（吉井）】** 時期といたしましては、ちょうどコロナが始まるか始まらないかぐらいなところでございますので、コロナ前、コロナ後で比較するのはちょっと難しい状況でございます。

**【長田構成員】** 総務省のほうでちょっと分かれば。つまり、普及啓発がちょっとなか

なか難しい時期があったのかなと思ったものですから、e-ネットキャラバンの実施状況については、また総務省から教えていただければと思います。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。コロナ禍におきましては、少し最初オンライン化するというところの手間というのもございましたけれども、2020年度においては1,208件の講座を実施しておりまして、約14万人の方が受講されております。オンラインの形ということで、少しそれまでと違う形でございましたけれども、実施はできているところでございます。

【長田構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、続きまして、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。ABJ様のほうにちょっと伺いたいと思います。2ページ目と3ページ目辺りですか。上位2サイトなんですけども、全体的にダウンロード型についての抑え込みが成功したというふうに書いてらっしゃって、上位2つがオンラインということになっているんですけども、これはリーチサイト規制があっても対応がうまくいかないのかということと、こちらは実際のサイトが外国にあるというようなことのようなんですけども、聞く話によると、オンライン系の場合は、先ほど森構成員から言及のあったCDNを利用しないと、實際上サイトとしての使い勝手が非常に悪いというふうに聞いているものですから、これらのオンライン系で外国にあるものについてのCDNの御利用状況等を把握されているようでしたら教えていただければなと思います。よろしく願いします。

【ABJ（村瀬）】 では、私から回答いたしますが、このオンライン系というものは、今、言及していただいたとおり、リーチサイト規制というものは、リーチサイトからダウンロードサーバーへ接続するという流れの海賊版サイトに対して効力のある規制ですので、このようにオンライン型と我々が一応分類をしている、そのサイトに直接アクセスをして、サイト上に蔵置されている海賊版を閲覧するという形には、現状の法規制としてはカバーできていないと、カバーする対象になっていないというふうに認識はしております。

それからあと、御指摘のとおり、このオンラインサイト、これはいずれも国外に拠点、拠点を持つであろうというように認識をしているところですけども、御指摘のとおり、失礼、CDNサービスを使っているというところは、個別の侵害コンテンツの状況を調査する中で、もちろんそれは把握をされていて、このようなオンライン系のものに対しては、実

際にもCDNサービスに対しての情報開示請求といったものを試みているところです。

先ほど御報告をした漫画BANKの閉鎖というところも申しあげましたけれども、この漫画BANKについても同様のオンライン系のサイトで、こちらの閉鎖の経緯については、別途また報告ないしは情報共有の機会があるやに担当者から聞いておりますけれども、これについても、やはりそのCDNサービス等に対しての情報開示請求などがその引き金になったという状況が存在していると考えています。

取りあえず、以上でお答えになっていますでしょうか。

【上沼構成員】 ありがとうございます。CDNに対して働きかけをしてらっしゃるといふことは分かったんですけども、問題の、1番目と2番目のサイトがCDNをお使いかどうかというのは把握されていますか。

【ABJ(村瀬)】 これについてですか。これも、詳細について、具体的にどのような形で流れているかということについては、先ほど申し上げたとおり、このリサーチの担当者がちょっと本日同席できていないので、そこについては、確認をした上で事務局のほうに後日報告させていただきたいと思います。

【上沼構成員】 ありがとうございます。結構重要な点かなと思うので、お願いできればと思います。

【ABJ(村瀬)】 多分、使っているというふうに把握はしているはずなんですけれども、そこを確認します。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ただいまの件についても、また後ほど御提供いただければと思います。

ということで、ほかにも御発言あるかと思いますが、差し当たり次に進めさせていただきます。

続きまして、公益社団法人日本漫画家協会の赤松様より御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

【日本漫画家協会(赤松)】 日本漫画家協会常務理事の赤松健です。

この会、久々で一、二年ぶりですね。それで、海賊版サイトがどうなっているのかというのを実際に見てきました。見てきて、随分変わった点とか、あと新たな怒りポイントが出てきたので、今回はちょっと報告したいと思います。

その前に、先ほどからABJさんが、1月から10月だけで被害額8,000億円とかいう話あり



ましたけど、近年の漫画業界は、2013年までに死ぬかと思っていたんですけど、右肩下がりで死滅するんじゃないかと言われてたんですけど、デジタル化に乗って、特に漫画部門のある出版社だけですけど、増収増益です。これはなかなかみんな言わないんですけど、「講」、「集」、「小」、増収増益ですよ。めちゃ成長して、金ジャブジャブです。そういうことは言っていないんじゃないですか。あと、権利者に少しバックするぐらいの心構えかあるといいんじゃないかなと。巣籠もり需要もあって、比較的コロナにも強いです。アシスタントは、うちは全員リモートですけど、ほとんど仕事変わらないです。全然効率が落ちてないです。この間、リーチサイトの規制とか、静止画ダウンロード違法化もあって、どうしても海賊版のアクセスとか被害額ばかり強調しますけども、何もなかった場合よりもはるかにましになっているはずですよ。まずは、関係者の皆様の御尽力に感謝いたします。ありがとうございました。

めくってください。

もう1つ、これは結構いい事なんですけど、先ほど森構成員から海賊版がグーグルなどで検索できちゃうんじゃないかみたいな話ありましたが、私が見た感じ、拙作、私の描いている「UQ HOLDER!」、今月27巻出ましたけども、グーグルとかヤフーで検索すると、昔よりは相当出にくくなっている。特にヤフーはすごく出にくくなっています。これは出版社の地道な交渉とか努力が実を結んでいるんじゃないかと、私、想像しています。リーチサイトはまだあるんですけど、そこで今月発売の27巻を探したんですけど、なかったです。これは、どうなのかな。リーチサイト規制とか出版社による訴えが効いてきている可能性もあるんですけど、単に私の人気落ちてきたのかもしれない、ちょっと分からないんですけどというのほうで、今年アニメ化されたヒロユキ先生の「カノジョも彼女」8巻はないです。10月発売なんですけど、ないんです。なかったです、どこにも。「ザ・ファブル」の「セカンドコンタクト」、11月5日のやつがようやく昨日アップされました。漫画雑誌はリアルタイムで比較的載っているんですけど、ちょっと時間がかかっているんですよ。それで、かなり手間取っているか、けっこう避けているか、上がりにくくなっている。もしくは人が減っている可能性もありますよね。この辺というのは、嫌がらせではない、我々が正しいんであれなんだけど、我々の訴えが結構効いてきているのではないかなと。昔は、私の作品なんかは発売日翌日に上がっていました。これが、今27巻出ていますが、26巻までで止まっています。

めくってください。

そうなんですけど、新たな怒りポイントが。大手のストリーミングサイトで検索しても27巻はないです、丸々読めるものはないんですけど、今月描き終わった189話まで全部閲覧はできるんです。雑誌、「別冊少年マガジン」の、最初のアップローダー1人だけは正規に購入して、それをスクショしてデータ化しておくわけです。読んだら、これは最終ページなんですけど、「一緒に世界を救いに行こうぜ」とか書いて下に編集者が作るあおりがある。これは単行本には載っていないやつです。残り3話、残り3話なんです。1月号に続くとか書いて、もう最終回なんですけども、これが載っちゃっているんですよ。

めくってください。

そして、ちょっとこれ、ふざけるなという感じですけど、左下にあたかも著作権を主張するような海賊版サイトの透かしが載っているんです。構成員の皆さんは見ると、何とかという例のサイトは、我々に権利あるよ、苦勞してスキャンしたよみたいなことを自己主張していやがると。昔からこういうのはありましたけど、リーチサイトの丸々ダウンロードするやつには透かしは入ってないんです。漫画村にもなかった気はしたけど、我々つくったんだよ、苦勞したんだよみたいな、それでほかのサイトに転載はしちゃ駄目だよみたいな、おまえら、何言ってやがるんだというのがあって。これは怒りポイント2番目です。非常に画質がいいです。昔は紙のスキャンだったから画質は荒れていましたけど、電子版のスクショだから、商品並みに画質がいいです。掲載がめっちゃ早い。ほとんど発売当日です、こちらは。こういう違法なデジタル版のコピーは、最近、私、何度も言っていますが、紙の単行本が出ない。我々ベテランは紙が出るんです。新人さんは紙が出ないんですよ。その場合、デジタルが全てです。そういうデジタルが全てのものを、こうやって、当日、翌日とかに、しかも透かし刻印入りで掲載されるということに関するダメージは計り知れないと。こういう漫画家たちの努力にただ乗りして大もうけする、許しがたい海賊版は今も横行していました。最近ニュースになりましたけど、女性の読者が結構多いみたいです。昔は、私みたいなキモオタが海賊版を使っていると思っているんですけど、最近女性のカジュアルに使っているというニュースがこの間出ていました。

めくってください。

じゃ、どうすればいいかと。既に違法化されたリーチサイトはともかく、ストリーミングサイトに関しては結構有効な対策がないんです。どうしてもサイトブロッキングと考えるようになりますけど、日本漫画家協会では、我々のほうでは、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があって、国民の生活に直接影響するサイトブロッキングに対しては、これを

漫画家の権利を守るためという理由で導入することに大きな違和感を抱いています。ちばてつや先生もそうおっしゃっています。ブロッキングというのは諸刃の剣になりかねないと危惧しています。我々漫画家協会、権利者団体と出版社がたたき合うと、海賊版サイトを利することになるのでやめましょう。それはおとしぐらいにそちらがひどい目に遭ったはずですよ。

めくってください。

海外のところは、結構いいネタがありまして、これは集英社さんのMANGA Plusです。すばらしいですよ。海外ユーザーに関しては、ジャンプの主要作品が月曜日読めちゃうんですよ。日本からは読めないんですけど、最初から英語、スペイン語、タイ語とか、結構な多言語で翻訳されていると。最近また増えたみたいですけど、これは無料なので、わざわざ海賊版で読む必要がなくなってきましたよね。こういうような正規版デジタルコンテンツの流通促進が一番の海賊版対策とは言えますよね。こういうことに関しては国から支援金出してもいいんじゃないかなとか思っていますけど。

めくってください。

ただし、ストリーミングとか問題で、どんなに正規版が普及しても海賊版だけを使いたいという人はいるんです。今電子書籍サイトは、所有権じゃなくて閲覧権を売っているだけですよ。手持ちの全端末でオフライン読書したいとか、ローカルに保存してコレクションしたいという人たちはいるんです。そういう人たちというのは、どうあっても正規版は使わないということなんで、その完全な撲滅を目指すというのは非効率なので、正規版を常識化して、海賊版は違法でダサイというふう印象づけるというのを目指すべきじゃないかなと思っています。それは小中学校からの著作権教育かと。映画は、NO MORE映画泥棒、めっちゃ有名ですよ。あれのおかげで、ああ、違法なんだとみんな知っています。漫画に関しては、どうも学生とかに聞くと、あんまり考えたことないですよという人がやっぱり今でも多いです。こういうものというものを、これは多分違法なんだと判別できるようになれば勝ち目はありますよね。

ストリーミング形式に関しては、結構打つ手ないくらい結構やられているんですけど、これもやっぱり国家間でさらに連携して海賊版サイト対策をしていく。そのときに、我々漫画家自身が動いて、ベトナムだのタイだの行って、権利者本人が警察とかその国の人たちに説明するということになれば、そうなんだ、それはなるほど、大変なんだよね、分かった、分かったということになりやすいと思っています。クラウドフレアは特に手続のコ

ツ、いろんな弁護士さんたちがバラでやっていますけど、コツの共有化を逆に目指して迅速化していきたいですね。

最後に、我々クリエイター側からは、正規のデジタルコミックでしか表現できないアイデアなんか、縦書きでも横書きでもない新しいフォーマットはできそうです。これらは、海賊版サイトではなかなか再現しにくい。あと、いろいろちょっとずつ内容が変わっていくとか、これも再現しにくいですね。NFTを使ったアイデアで、それによって海賊版では得られない満足感、作者が喜んでいるんだという名誉、そういうものが進むとかいろいろあると思うんで、そういうものを総合的にやっていくと、海賊版対策がどんどん進むんじゃないかなと思っています。

私からは以上です。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。そうしましたら、ただいまの御説明に対して、これも10分程度ですか、皆様から自由に御質問、御意見いただければと思います。

それから、先ほどと同じで、一部構成員限りの資料、情報がありましたので、そちらについても、先ほどと同様、御留意いただければと思います。ということで、いかがでしょうか。

そうしましたら、今、上沼構成員から先にいただきましたので、まず上沼構成員から御質問いただいて、その後、森構成員、お願いします。

では、まず、お願いします。

**【上沼構成員】** すいません。どうもありがとうございます。

先ほどの日本にいる海賊版ユーザーへの対策というところで、映画のPRというお話あったんですけども。

**【日本漫画家協会（赤松）】** 映画だとうまくいっているのを漫画のほうでもやりたいという意味です。

**【上沼構成員】** 分かります、ごめんなさい。

ただ、それなんですけど、結局、そうすると、ストリーミング形式が日本だと違法になってないという話のところに落っこちてきちゃうのかなと思っていて、格好悪いまでは行けても、違法だというキャンペーンはちょっとしづらいですね。

**【日本漫画家協会（赤松）】** なるほど。

**【上沼構成員】** そこを、何とかする必要があるのかなと思ったんですけども、どう

でしょうかという。ごめんなさい。

【日本漫画家協会（赤松）】 それは漫画家が考えることなんですか。

【上沼構成員】 いやいや、そうなんじゃないんですけど、聞いていて、ユーザ側の違法キャンペーンは工夫が必要かもしれないと思ったものですから。

【日本漫画家協会（赤松）】 そのぐらいABJがやってくれば、結構常識として醸成されるかなという願望です。

【上沼構成員】 すいません、ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ただ、ストリーミング、海賊版サイトの側は違法であることは間違いないので、それをもって泥棒といえば泥棒というふうに言えるかもしれません。

【日本漫画家協会（赤松）】 アップロードは違法ですよ。

【上沼構成員】 元のところですよ。

【曾我部座長】 ですね。

【日本漫画家協会（赤松）】 これは権利者本人だからいいですよ、「UQ HOLDER！」とか海賊版で閲覧するのは。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、続きまして、森構成員、お願いします。

【森構成員】 弁護士の森です。赤松先生、御説明ありがとうございました。2年前にも、大変お世話になりましたが、今回もまた、本当にまさに今の状況を共有していただいて大変勉強になりました。

お話の中で、手間取っているんじゃないかという、アップロードに、そういうお話がありましたけれども、私もちょっとそういう意味では人が減っているんじゃないかなというふうには思っております、有罪判決が出て報道されたというようなことは、向こうサイドといたしますか、やっている人たちの間ではそれなりインパクトがあったんじゃないかと思えます。考えてみたら当たり前の話ではあるわけですが、やっぱり実刑になってしかるべき追徴金も受けてというようなことが、向こうのリソースの人数の減少みたいなことには影響しているのかなと思っております、逆に言うと、もうちょっとこっちサイドでといたしますか、一般に対しても、例えばダウンロード違法化については周知を非常にいただいておりますけれども、もうちょっと刑事の判決が出たこととか、そういうのも周知の中に入れていっていただけるといいのかなというふうに、お話を聞いていて改めて思ったということで……（音声中断）

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【日本漫画家協会（赤松）】 漫画雑誌はほぼリアルタイムで載っています。あんまり怖くないのかもしれない。権利者が多いと、逆に訴えられにくいという安心感があるのかもしれないですね。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の件ですけど、コミックスの単行本は非常にたくさん数も出ているけれども、雑誌については主なものが限られている、そういう事情もあるのでしょうか。

【日本漫画家協会（赤松）】 少ないからね。そっちのほうかもしれないですね。

【曾我部座長】 人手が限られているということだと、そういうことかなと思ったりもいたしました。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 すいません。今、お話しするのを忘れた。

私、ちょっと聞いた話なんですけれども、出版社のほうでは個別ページの削除要請というのは検索に対してかなりかけておられるようでして、それも半端ない数でやっておられるようでして、これは全く聞いた話なんですけども、その中に、やはり重点的にやっているところとそうでないところというのが生じるということがあるようでして、先ほど赤松先生が、私のが出てこないというふうにおっしゃいましたけども、出てこないものというのは人気作品であるというふう聞いております。

【日本漫画家協会（赤松）】 それは喜んでいいのか悲しんでいいのかよく分からないけど。

【森構成員】 すばらしいことだと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほか、御質問いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、赤松先生に対する御質問はこれまでにしまして、今から自由討議ということで、本日御発表いただきました内容につきまして、構成員の皆様方から自由に御意見等をいただければと思います。2点、私のほうからコメントがございまして、1つは、本日御欠席の江崎座長代理より事前にメモをいただいております。ちょっと多岐にわたる御指摘ですので、まず最初に、一通り御紹介をしたいと思います。

まず1つ目です。4点あるんですけども、1つ目、総論ということで、通信の秘密とフィルタリング／ブロッキングの要件との関係で、通信の秘密の第三者による利用について

は、緊急時と、個人の同意があった場合のみであると認識している。海賊版サイトのフィルタリング等に関する議論は、個人の同意のみに基づいて行うのが適当だろうというのが1点目でございます。

2点目は、ユーザー属性についてということで、海賊版サイトにアクセスする人は、正規版の潜在的なユーザーでもあると考えられる。金銭的余裕がないものの、時間的余裕がある人が海賊版サイトに興味を持っているのではないかとということです。

それから3つ目は、これは事務局から御説明があった中でのことだと思いますが、ICANNのGACについてです。取組としてはすばらしい。ただ、レジストラの身元確認の強化については、国によっては悪用され、発信の自由を危うくするおそれがあることに十分留意しながら進めていただきたいというのが3つ目のコメントでございます。

それから4つ目、最後です。CDN事業者について。プラットフォームの中には、ヘイトやフェイクといった有害情報を検知し、削除する取組を行っており、そのような技術は既に存在すると考える。CDN事業者においても、同様の取組を行うことが可能ではないかというのが4つ目ございまして、以上が江崎座長代理のメモの御紹介でありました。

続きまして、2点目ですけれども、先ほどABJ、村瀬様からのお話の中で、漫画BANKの閉鎖についてございましたけれども、こちらについては、先日被害の大きい海賊版サイトの漫画BANKが閉鎖をしたとの記事がありました。記事によれば、出版社側のアメリカにおける法的手続きを進めているさなか、その海賊版サイトが閉鎖されたとのことです。本件に係る出版社の取組については、次回会合において出版社様から御発表いただく予定で調整中というふうに事務局からお聞きしております。こちらについては、皆様方御関心あるところで、自由討議の中でも話題が出るかもしれませんが、次回会合で出版社様から御報告いただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

ということで、改めまして、自由討議のお時間とさせていただきます。約20分余り、若干余裕があるかもしれません。ということで、御発言ありましたら、またチャットのほうでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

では、長田構成員、お願いします。

**【長田構成員】** ありがとうございます。

まず、今日いろいろなお話を伺っていて、感想めいてしまうんですけども、そもそもアップロードすることが違法だということをきちんと再度伝えていかなきゃいけない。それは、アップロードしている人たちというよりは、気がつかずに見ている人たちに対し

て、あなたが見ているのは違法なサイトなんだということをやっぱりきちっと伝えていくべきだなというのが1つと、それからABJさんのマークなんですけれども、知識がないと、それが正規版を称しているマークだということを、どのくらい分かって見てもらっているのかなというのがちょっとあるなというふうに思いましたので、そこもきちんと何か対策ができていけばいいのかなというふうに思いました。

いずれにしても、いろんなキャンペーンとか裁判とか、様々な努力をされて、蓄積してきているということは分かりましたけれども、それでもやっぱり被害があるし、漫画家の先生たちや携わっている方々に非常に大きな影響も与えているということもよく分かりますので、キャンペーン期間だけではなく、また、それからe-ネットキャラバンみたいに学校とか何かちょっと閉ざされたところだけでもなく、もっと大きなキャンペーンを1年中張っていないきゃいけないんだなというふうにも思いました。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、田村構成員、お願いします。

**【田村構成員】**      本日は、様々な情報をありがとうございました。私は、キャンペーンにもなかなか限界があると思いました。非常に努力なさっていることは分かります。

しかし、やはり、そういったキャンペーンにだけ頼らずとも、うまく回っていくような仕組みという制度を用意することが望ましいのではないのでしょうか。自助努力ではどうも完全にうまくいかないところがどうしてもあるわけですから、そういった視点は非常に重要ではないかと思います。ですから、キャンペーン、これ以上頑張れという形での話は、どのくらいまで頑張れるか、御本人や関係の方々が御自身で判断なさっているでしょうか、それを超えて、それ以外の対策をどう考えるかということが肝要だろうと思っています。

他方で、そのときに考えなければならないのは、もちろん、様々なインターネット関係のインフラストラクチャーは文化の担い手でもありますから、この抑止対策の趣旨を超えて、逆に、適法なコンテンツの流通やそのサイトの情報等の普及が途絶えたりあるいは抑制されたりしてしまうことがないようにしなきゃいけないとも思います。

今回、幾つかメニューに挙がっているものうち、先ほどからもいろいろと御発言のあるCDNに関しては、恐らくCDNさんのほうで、ある一定の条件の下であれば、さして大きな負荷なく実施できる措置があるのでないかという前提が、皆さんの中におありなのではない



かと思えます。そうであれば、そこをきちんと確認した上で、あるいはCDNさん以外の様々な方策もそうですけれども、その過度に適法と思われるような行為、その他を抑止しないということを確認した上で、規律を導入していくことを考えたらいいと思っております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。貴重な御指摘だと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

すいません、ちょっと私のほうから1つ、2つお伺いしたいんですけども、1つは、ABJさんへの御質問で、先ほど資料の2の最後のページ、先ほども話題になりましたけれども、検索事業者に対するコードを通じた要請という部分、一番下のポツです。先ほど来グーグル社に関して資料に名前が出ているところなんですけども、ほかの検索事業者については、どういう対応になっているのかという辺りを教えていただければと思いますというのが1つです。

それからもう一つは、SIAさんに対してお伺いしたい点で、これは後日また詳細な分析はなされるんだと思うんですけども、セキュリティーソフトを通じた対策に関して、実際いつ頃からスタートしていて、どういった状況なのかという辺りで、ABJさんの統計と照らし合わせてみると、今のところ詳細な分析がなされていない段階だと思うんですけども、何らかの手応えといいますか、状況変化が感じ取れるようなことがあるのかというのがあれば教えていただければと思います。というので、2点お伺いできればと思います。お願いします。

**【ABJ（村瀬）】** それでは、最初の御質問については、ABJのほうから御回答させていただきたいと思いますが、やはり検索エンジン、基本的にはグーグルが日本においても一番広く使われているところで、あとヤフー、それからあとマイクロソフト、ビーイングといったところだと思いますが、基本的には今ヤフーさんとは、いろんな別ルートも含めて、ABJの活動方針の共有というものはなされている状況ですので、そちらとは話ができている、できているという言い方はあれですけども、情報共有はできていると考えています。グーグルさんについては、御説明したとおり。

それ以外の検索エンジンというところまでは、今のところ具体的なアクションというのはABJとしては行っていないというふうな状況かと考えております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしますと、もう一つのほうでSIAさんはいかがでしょうか。

【セーフティーインターネット協会（吉井）】 海賊版サイト情報スキームにつきましては、最初スキームを立ち上げるに当たり、どういったデータ等を提供していくのか等々含めまして、2020年2月からテスト運用を開始いたしております。その後、2020年11月に本運用に入りまして、本運用の時点で7社という形でスタートさせていただき、2021年9月に先ほど御紹介した8社というような形になっております。情報提供いただくに当たり、ABJさんの前身からも含めまして、どういったものを海賊版サイトとして情報を認定していただくのかみたいなのところも含めて御相談させていただいており、今現在までにトータルとして約400サイトご提供いただいておりますが、統計と照らし合わせてどうなっているのかということまでについては、今のところ、まだ分析ができていない状況でございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。分析はしていただいているということかと思っておりますので、また結果が出ましたらお知らせいただければと思います。ありがとうございます。

では、続きましては、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 先ほど、ちょっと村瀬先生にお願いの続きをお願いしようかなと思っていたんですけども、先ほど上位サイトがCDN事業者を利用されているかどうかを確認の上お知らせいただけるということだったんですが、併せて、もし、どの事業者かというのが分かるようでしたら、それも教えていただければなと思ったので、ちょっとそれを追加でお願いしたいなと思った次第です。お願いします。

【ABJ（村瀬）】 了解いたしました。確認の上、事務局のほうに返答しようと思いません。

【曾我部座長】 よろしくお願いします。

では、続きまして、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ちょっと今の曾我部座長の検索のお話なんですけれども、私が手元で実験しただけですのであれなんですけど、グーグルとヤフーでは全然出方が違うと思います。サイト名で検索すると、私の手元実験なんで全然客観性はないんですけども、グーグルの場合はどんどん出てくるんですけども、個別の漫画は、ヤフーは、ABJさんの例

のSTOP！海賊版がばんと出て、それ以外でないというふうになっていますので、そういう意味では対策されきっているのかなというふうに思います。

実は、私、先週の金曜日に、インターネットウィークでこの話をちょっとさせていただく機会がありまして、その中で日本のCDNの事業者さんのお話を聞きました。そのときに、その方がおっしゃっていたのは、この海賊版サイトというのは日本のCDNを使わずに海外のCDN、そのほとんどがクラウドフレアなわけですけども、その上位10社中9社という報道がありましたけれども、それは結局のところ自分たちが責任を追及されないようにすることができるからなんだということです。日本の事業者だと身元確認をして、削除要請があれば削除するということですけども、そうはなっていない、海外の事業者を使えばそうはならないから、そういうふうにするんだと。それが彼らの修正だというふうにおっしゃっていました。

そういう意味では、日本の事業者が一定の社会的要請に応じて対策するけれども、海外の事業者はしないという、いわゆる一国二制度と言われているところの外側の部分が、この海賊版対策においてもまさに顕著に現れているんじゃないかというふうに思います。

ですので、ここが、私としては、この検討会において今後重要な課題となるのかなというふうに思っております。それが1点目です。

2点目は、先ほど長田さんから、アップロードが悪いということを行ったほうが良いというお話がありましたけれども、私は赤松先生に申し上げましたとおり、全く長田さんに賛成でして、犯人が捕まって刑事の判決が出てしかるべき責任を負うんだということは、あちら、つまりアップロードしているグループに対しても強い抑止力になりますし、また、国内の人たち、カジュアルユーザーと言われる人たちにとっても、そうか、これを上げているやつらは犯罪者なんだというふうに思ってもらうことは非常に重要です。ですので、見るのが悪いということはもちろん十分に啓発していただいている、また、全体としての普及啓発のレベルが非常に高いということは田村構成員の御指摘のとおりだと思いますけれども、アップロードが犯罪だということも併せて付け加えてやっていただけると、大変いいのではないかと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。大変重要な御意見だと思いました。

そのほかいかがでしょうか。

ちょうど今画面に映っていることとの関係で、1つ、あまり話題に出てない点をちょっ

とお伺いしたいところなんですけども、広告です。ネット広告関連団体にも出稿停止を依頼しているということを御説明いただいたかと思うんですけども、ただちょっとこの辺詳細が分からないというか、それには御言及なかったところですので、もし今日のところで御紹介いただけるような詳細があれば、また村瀬さんばかりで恐縮ですけども、お願いできますでしょうか。

【ABJ（村瀬）】 この広告については、ここにはこのような形で記載させていただいておりますけれども、まだ検索結果、表示抑止よりは、まだ具体的な成果として進んでいない。今のところ何とか情報として共有してもらって、どう対応できるのかといったところを、今関係者の間で協議を進めていただいている状況というところかと考えています。

これについても、もう少し具体的なことについて、ここまでこういうふうになっているという説明が可能な部分がありましたら、後で事務局のほうに報告をさせていただきたいと思えます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そのほか、構成員の皆様方から、取りあえずなければ、オブザーバーの立石様のほうから御発言希望いただいておりますので、この時点で御発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【日本インターネットプロバイダー協会（立石）】 先ほど江崎構成員のほうからちょっと言及があった件で、ひよっとするとちょっと私は遅れて入ったので話があったかもしれないんですけど、ICANNの件です。

やっぱりレジストラントの情報が、出る、出ないという話があるんで、そこは確かに慎重にという部分もあるというのが江崎構成員の御指摘だと思うんですが、それプラス、やっぱりもうトップレベルドメイン名が1,000超えちゃっていますので、レジストラなりレジストリを規制するというのはかなり難しく、そのうちの1つのレジストリを、私、関わっていますけど、さすがに昔みたいにサムウェア・イン・USAみたいなのはないんですけど、実在しない住所で申込みするというのはざらにあるということで、なかなか難しいというのが1点です。

とはいえ、ICANNも一応対応はして、そういうことを動かすようにと今やっていますし、そもそも、日本でこういう話になる10年ぐらい前から、抜き打ちで、そのドメイン名が確かに連絡が取れる人が持っているのかどうかというのを抜き打ちで検査をしまして、

メールで承認しないとドメイン名がホールドされるというのは実際やっているのはやっていますけど、どこまで効果があるというのと、数が何百万というふうに増えていますので、なかなか難しいのがさらに1点です。

それではどうするのかという話なんですけど、10年以上前のICANNだと、児童ポルノに関してですら、コンテンツに関しては一切関与しないというスタンスでずっとやってきたんですが、2003年だったか4年、5年だったかな、ぐらいから、国連のほう動き出したということで、それぐらいから少し変わってきて、先ほど、資料にありましたように、ICANNのほうもそういうコンテンツが日本の場合には対応しようというふうには動いてきているんですが、それはなぜかという、国連がIGFというInternet Governance Forum、これは来週からポーランドであるんですけど、そこがかなり強く動き出したという点があると思います。それで、日本からも一応代表の方は行きますし、私は行く予定だったんですけど、あまりにも感染症がひどくなったのでやめたんですけども、そこでやっぱり頑張るというのが、国際的な企業、今回のを見てもそうですけど、各国にいろんなところのデータセンターに蔵置されていますので、それはそこで1つ大事なのかなと。2023年にIGFが日本でありますので、ぜひそれに向けて日本国内もちょっと頑張る、そこで行うことで各国にあれして、他国のCDNもそうですけど、データセンターを抑えるというような仕組みまで、全部が全部できないと思うんですけども、そういうふうな多国間連携が結構重要になるのかと。少なくとも情報提供してもらえれば、あそこで実際動かなくても動けるところが随分出てくるので、その辺の大枠での仕組みづくりも重要なのかなと考えています。

以上です。ありがとうございました。

**【曾我部座長】** 大変貴重な情報提供をありがとうございます。

引き続き御意見もしあればお願いいたしますけれども、いかがでしょうか。

特に御意見がないようであれば、若干早めですけれども、この辺りで討議を終了させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

そうしましたら、自由討議のほうは以上とさせていただきます。

では、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** 事務局でございます。次回会合につきましては、別途調整の上、事務局から御案内いたします。

事務局からは以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。以上で、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第5回会合を終了とさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上